

平成24年11月 2日
福島県保健福祉部

加工食品等の放射性物質検査結果について

加工食品等の放射性物質検査として、県内6市町で加工された菓子類、乾燥穀類及び乾燥山菜・きのこなどの加工食品合計25検体の検査を実施していましたが、本日、乾しいたけ（乾燥山菜・きのこ）1検体から食品衛生法上の基準を超過する放射性セシウム190 Bq/kgが検出されたことから、当該食品の加工者に対し、当該食品の出荷、販売の自粛を要請いたしました。また、当該食品は、出荷前に検査したため、直売所などの食品販売店等での販売はありません。

なお、乾燥野草や乾燥山菜・きのこ等の加工食品については、乾燥加工することにより、原料中の放射性物質が濃縮され、基準値又は暫定規制値を超過する可能性が高いことから、引き続き、乾燥加工食品等を出荷しようとする方及び販売施設等に対して、出荷前に自主検査等を実施し、基準値又は暫定規制値以下であることを確認されるよう周知して参ります。

今後とも、加工食品等の放射性物質検査を実施し、その結果を県民の皆様等に速やかにお知らせしてまいります。

記

1 加工食品等の検査結果

(1) 検査対象食品

①	塩蔵野菜	(3 検体)
②	菓子類	(7 検体)
③	乾めん	(3 検体)
④	乾燥穀類	(4 検体)
⑤	乾燥山菜・きのこ	(3 検体)
⑥	乾燥野菜	(2 検体)
⑦	清涼飲料水	(1 検体)
⑧	脱渋柿	(1 検体)
⑨	その他加工品	(1 検体)

(2) 全ての検査結果

別紙のとおり

(3) 基準値を超過した検査結果

加工場所	検体名	検査結果
喜多方市	乾しいたけ (乾燥山菜・きのこ)	放射性セシウム： <u>190</u> Bq/kg

※ 食品衛生法上の基準値（一般食品の基準値を適用）

放射性セシウム：100 Bq/kg（セシウム-134、セシウム-137の合算値）

2 検査機関

衛生研究所

加工食品等の放射性物質検査結果について(福島県)

1 新基準値が適用される食品

(平成24年4月1日以降に製造・加工された食品(原材料として牛肉、米、大豆を使用した食品を除く))

(注)

① 一般食品

放射性セシウム 21品中 100Bq/kgを超えるもの1品

No	製造・加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	測定結果		
					セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	放射性セシウム 合算値(Bq/kg)
1	猪苗代町	H24.10.29	そばせんべい生地	その他	検出せず(<4.8)	検出せず(<5.1)	検出せず
2	猪苗代町	H24.10.29	なす塩漬	塩蔵野菜	検出せず(<5.5)	検出せず(<6.5)	検出せず
3	猪苗代町	H24.10.29	きゅうり塩漬	塩蔵野菜	検出せず(<6.1)	検出せず(<7.0)	検出せず
4	猪苗代町	H24.10.29	しまうり塩漬	塩蔵野菜	検出せず(<7.9)	検出せず(<6.6)	検出せず
5	猪苗代町	H24.10.29	乾燥トウモロコシ	乾燥野菜	検出せず(<8.4)	検出せず(<6.3)	検出せず
6	会津若松市	H24.10.29	そば粉	乾燥穀類	検出せず(<4.3)	検出せず(<4.0)	検出せず
7	会津若松市	H24.10.29	ぶどうジュース	清涼飲料水	検出せず(<3.7)	検出せず(<2.8)	検出せず
8	会津若松市	H24.10.29	脱渋柿	脱渋柿	検出せず(<2.7)	検出せず(<3.2)	検出せず
9	喜多方市	H24.10.30	豆菓子	菓子類	検出せず(<3.3)	検出せず(<2.8)	検出せず
10	喜多方市	H24.10.30	豆菓子	菓子類	検出せず(<3.6)	検出せず(<3.4)	検出せず
11	喜多方市	H24.10.30	そば粉	乾燥穀類	検出せず(<3.7)	検出せず(<3.3)	検出せず
12	喜多方市	H24.10.30	そば粉	乾燥穀類	検出せず(<3.6)	検出せず(<3.9)	検出せず
13	喜多方市	H24.10.30	いもがら	乾燥野菜	検出せず(<2.4)	検出せず(<2.7)	検出せず
14	喜多方市	H24.10.30	乾しいたけ	乾燥山菜・きのこ	69.0	117	190
15	西会津町	H24.10.30	乾しいたけ	乾燥山菜・きのこ	検出せず(<4.0)	検出せず(<3.8)	検出せず

16	西会津町	H24.10.30	干しぜんまい	乾燥山菜・きのこ	3.26	5.20	8.5
17	南会津町	H24.10.25	そば	乾めん	検出せず(<7.9)	検出せず(<8.4)	検出せず
18	南会津町	H24.10.25	そば	乾めん	検出せず(<9.8)	検出せず(<9.6)	検出せず
19	南会津町	H24.10.25	そば	乾めん	検出せず(<8.7)	検出せず(<8.8)	検出せず
20	下郷町	H24.10.29	まんじゅう	菓子類	検出せず(<5.8)	検出せず(<6.7)	検出せず
21	下郷町	H24.10.29	まんじゅう	菓子類	検出せず(<6.5)	検出せず(<5.6)	検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値を適用:セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもの)で記載しています。

2 暫定規制値が適用される食品

(平成24年3月31日までに製造・加工された食品または原材料として牛肉、米、大豆を使用した食品)

(注)

① その他の食品

放射性セシウム 4品中 500Bq/kgを超えるもの0品

No	製造・加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	測定結果		
					セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	放射性セシウム 合算値(Bq/kg)
1	喜多方市	H24.10.30	豆菓子	菓子類	検出せず(<12)	検出せず(<7.8)	検出せず
2	喜多方市	H24.10.30	豆菓子	菓子類	検出せず(<11)	検出せず(<8.0)	検出せず
3	喜多方市	H24.10.30	豆菓子	菓子類	検出せず(<8.7)	検出せず(<7.6)	検出せず
4	喜多方市	H24.10.30	打ち豆	乾燥穀類	検出せず(<12)	検出せず(<6.7)	検出せず

食品衛生法における経過措置のある上記の食品は、暫定規制値(セシウム:500Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値))が適用されます。

(注)原材料として牛肉及び米を使用した食品:牛肉及び米を原材料として製造、加工、輸入される食品の経過措置は、平成24年9月30日で終了しました。
(ただし、平成24年9月30日までに製造、加工、輸入された食品は引き続き暫定規制値が適用されます。)